

令和2年8月20日初版  
令和2年10月29日改訂  
令和2年12月16日改訂  
令和3年1月7日改訂  
**令和3年6月30日改訂**

## 斜里町立学校における新型コロナウイルス感染症に関する対応マニュアル

斜里町教育委員会

令和3年5月、北海道が再び緊急事態宣言の対象地域となりました。町内においても感染者が確認され、町独自の緊急事態宣言や一部町立学校の臨時休業等を行い、最大限の感染症対策を講じてきたところです。

学校において感染者が発生した場合には、文部科学省が発出した『学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル～「学校の新しい生活様式」～』に基づいて、以下の通り対応します。なお、今後のマニュアルの改訂により対応が変更になる場合があります。

### 記

#### 1. 「新しい生活様式」を踏まえた学校の行動基準

| 地域の感染レベル | 身体的距離の確保            | 感染リスクの高い教科活動  | 部活動<br>(自由意志の活動)                  |
|----------|---------------------|---|-----------------------------------|
| レベル3     | できるだけ2m程度<br>(最低1m) | 行わない  | 個人や少人数での感染リスクの低い活動で短時間での活動に限定     |
| レベル2     | 1mを目安に学級内で最大限の間隔を取る | ・拡大局面では、感染リスクの高い活動を停止<br>・収束局面では、感染リスクの低い活動から徐々に実施<br>(近隣の感染状況に応じて判断する) | 感染リスクの低い活動から徐々に実施し、教師等が活動状況の確認を徹底 |
| レベル1     |                     | 適切な感染対策を行った上で実施   | 十分な感染対策を行った上で実施                   |

※レベル1～3のいずれの地域に該当するかは、地域のまん延状況や医療提供体制等の状況を踏まえ、衛生主管部局と相談の上、学校の設置者において判断します。

(参考) 感染レベルの対応表

| 「新しい生活様式」を踏まえた学校の行動基準の地域の感染レベル | 北海道の警戒ステージ | 国の新型コロナウイルス感染症分科会提言における分類 |   |
|--------------------------------|------------|---------------------------|---|
|                                |            | ステージ                      | 感染の状況                                     |
| レベル 3                          | ステージ 5     | ステージIV                    | 爆発的な感染拡大及び深刻な医療提供体制の機能不全を避けるための対応が必要な段階   |
|                                | ステージ 4     | ステージIII                   | 感染者の急増及び医療提供体制における大きな支障の発生を避けるための対応が必要な段階 |
| レベル 2                          | ステージ 3     | ステージ II                   | 感染者の漸増及び医療提供体制への負荷が蓄積される段階                |
|                                | ステージ 2     |                           |   |
| レベル 1                          | ステージ 1     | ステージ I                    | 感染者の散発的発生及び医療提供体制に特段の支障がない段階              |

## 2. 体調不良者（発熱等の風邪症状）が発生した場合の対応

| 家庭内で発生                     | 学校内で発生  |
|----------------------------|---|
| 症状がなくなるまでは、自宅で休養するよう指導します。 | 当該児童生徒を安全に帰宅させ、症状がなくなるまでは、自宅で休養するよう指導します。なお、安全に帰宅できるまでの間、学校に留まることが必要となるケースもありますが、その場合には、他の者との接触を可能な限り避けられるよう、別室で待機させるなどの配慮をします。 |



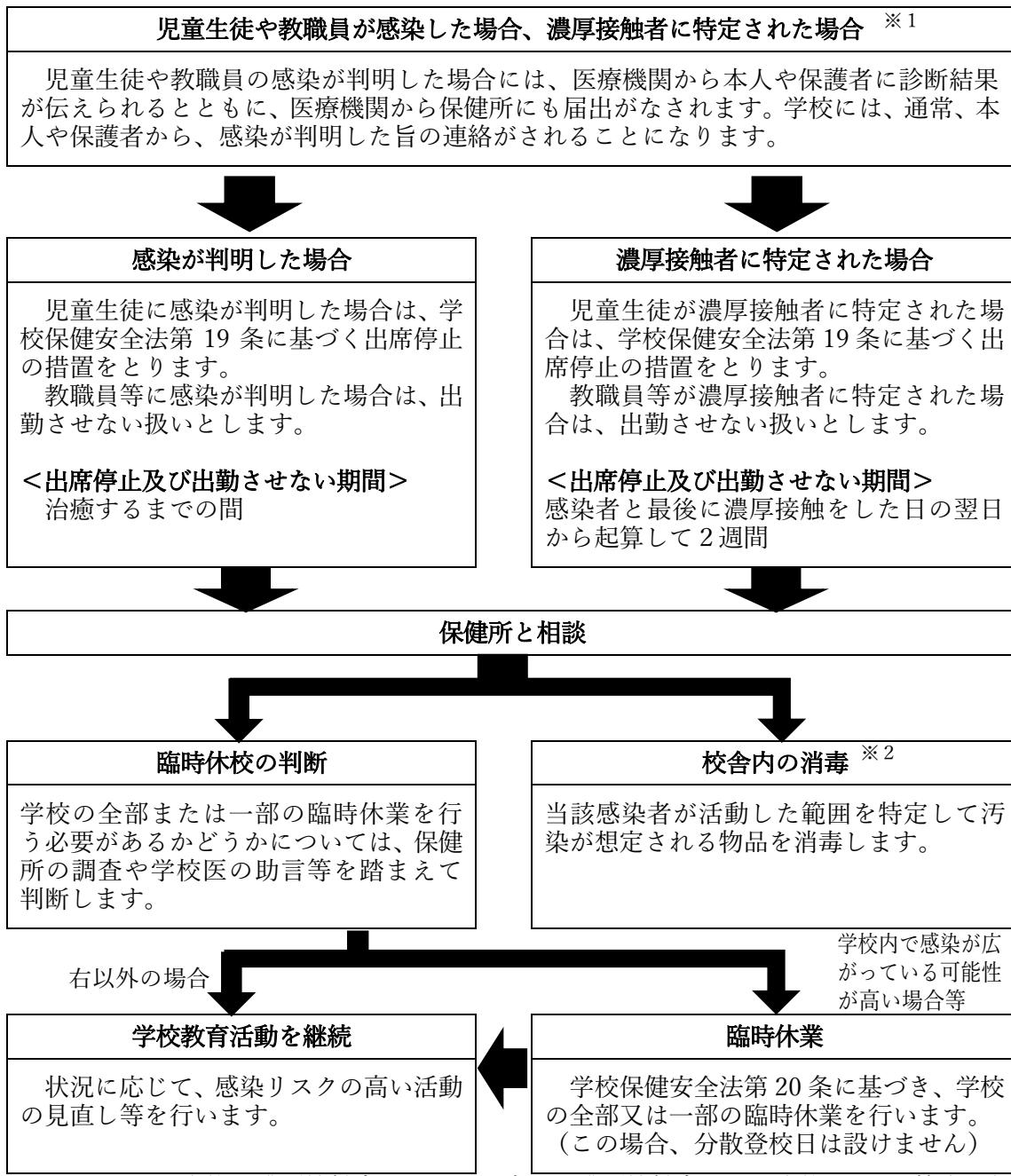
### 指導要録上の扱い

|                               |
|-------------------------------|
| 欠席日数とせずに、出席停止・忌引等の日数として記録します。 |
|-------------------------------|

※教職員に体調不良者が発生した場合も症状がなくなるまでは、病気休暇等の取得、在宅勤務や職務専念義務の免除等により出勤させない扱いとします。

※感染レベル 2 以上の場合は、同居の家族に風邪症状があれば、登校させない指導を行います。

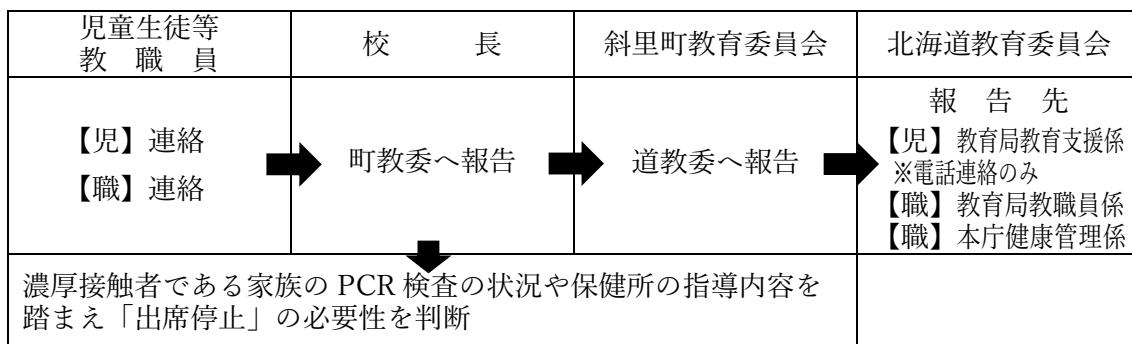
### 3. 学校において感染者が発生した場合、濃厚接触者に特定された場合について



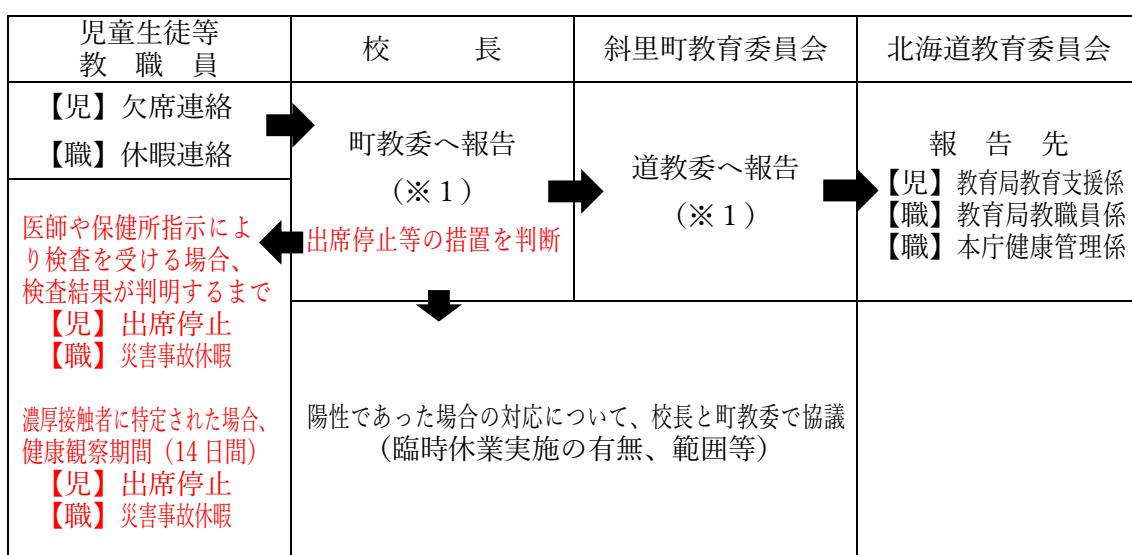
※1 同居する家族が濃厚接触者となった場合は、濃厚接触者である家族のPCR検査の状況や保健所の指導内容を踏まえ「出席停止」の必要性を判断します。

※2 消毒は、教職員の負担軽減のため専門事業者を入れて消毒を行うことを原則とします。

〔児童生徒  
教職員〕の同居する家族が濃厚接触者になった場合 報告様式4【教職員・発生報告】



〔児童生徒〕が〔PCR等検査を受けた  
教職員〕が〔濃厚接触者に特定された〕場合 報告様式1【児童生徒・状況報告】  
報告様式3【児童生徒・出席停止】  
報告様式4【教職員・発生報告】



※1 報告項目は以下の通りとします。

- ア. 学校名、感染者（検査受検者）の氏名、性別、学年・学級（職名・担当）、生年月日
- イ. マスクの種類
- ウ. 検査受験の経緯（感染者の続柄）
- エ. 発症日（症状がある場合）、現在の症状
- オ. 発症日の2日前（無症状の場合は検体採取日）からの登校（勤務）状況
- カ. 検査予定実施日（および判明予定日）
- キ. 所管保健所名、保健所からの指示内容
- ク. 同居者の情報（学齢の兄弟姉妹等）
- ケ. 部活動、スクールバス等の登校手段における学校関係者の有無
- コ. 発症日の2日前（無症状の場合は検体採取日）からの学校における行動歴から考えられる感染の恐れがある児童生徒等（感染リスクや接触機会ごとに分類）
- サ. その他参考となる事項

〔児童生徒  
教職員〕のPCR等検査の結果が判明した場合（陰性）

報告様式1【児童生徒・状況報告】  
報告様式3【児童生徒・出席停止】  
報告様式4【教職員・発生報告】

| 児童生徒等<br>教職員   | 校長                                    | 斜里町教育委員会           | 北海道教育委員会   |
|--|---------------------------------------|--------------------|--|
| <p>「陰性」連絡</p> <p>濃厚接触者に特定された場合、<br/>健康観察期間（14日間）<br/>【児】出席停止<br/>【職】災害事故休暇</p> <p>それ以外の検査者<br/>【児】出席再開<br/>【職】出勤再開<br/>保健所の指示がある場合は、指示内容に従い判断する。</p> | <p>町教委へ「陰性」を報告</p> <p>出席停止等の措置を判断</p> | <p>道教委へ「陰性」を報告</p> | <p>報告先<br/>【児】教育局教育支援係<br/>【職】教育局教職員係<br/>【職】本庁健康管理係</p> |

〔児童生徒  
教職員〕のPCR等検査の結果が判明した場合（陽性）

報告様式1【児童生徒・状況報告】  
報告様式2【児童生徒・臨時休業】  
報告様式3【児童生徒・出席停止】  
報告様式4【教職員・発生報告】

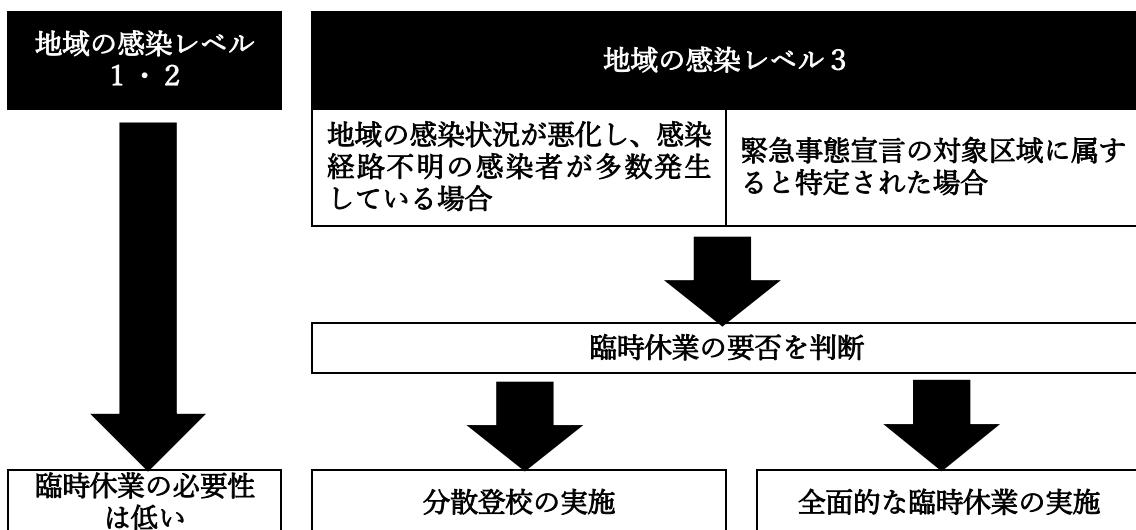
| 児童生徒等<br>教職員                                   | 校長  | 斜里町教育委員会   | 北海道教育委員会                                       |
|--|---|--|--|
| 「陽性」連絡<br><br>治癒するまでの間<br>【児】出席停止<br>【職】災害事故休暇 | 町教委へ電話で速報<br>その後メールで続報<br>出席停止等の判断  | 道教委へ電話で速報<br>その後メールで<br>報告様式1と必要な<br>資料を提出   | 報告先<br>【児】教育局教育支援係<br>【職】教育局教職員係<br>【職】本庁健康管理係 |
|  | 保健所の調査への協力（※2）（※3）<br>・報告様式1と必要な資料を提出<br>・臨時休業の必要性を相談   | 校長と町教委が保健所と相談の上、次の事項を検討<br>・学校関係者に対する調査（濃厚接触者）の範囲<br>・地域のまん延状況<br>・学校内の消毒の必要性の有無<br>・対策本部の公表内容<br>・臨時休業の必要性およびその範囲に関する助言内容 |  |
|  | 学校での整理事項<br>・保健所の助言を踏まえた臨時休業に関する校長の意向<br>・当該校の保護者への説明方法および内容<br>・報道機関への情報提供の有無、方法および内容  | 町教委が校長と協議の上、臨時休業実施の有無を決定<br>※臨時休業実施の場合、次の事項<br>①臨時休業の期間、範囲およびその理由<br>②当該校の保護者への連絡内容<br>③報道機関への情報提供の方法および内容                 |  |
| 保護者（教職員）の了承                                    | 臨時休業の場合、他の保護者、<br>地域、報道への情報提供が必要<br>である旨、当該児童生徒の保護<br>者（教職員）に説明（※4）   | 道教委へ臨時休業の有無を報告<br><br>報道機関への提供資料を道教委へ<br>事前に提供   | 報告先<br>【児】教育局教育支援係<br>【職】教育局教職員係<br>【職】本庁健康管理係 |
|  | 保護者に対しメール等で連絡<br>①本校の児童生徒（教職員）に<br>感染が発生したため、臨時休業<br>の措置を取ること<br>②児童生徒等が検査を受けた場合<br>は、学校に連絡するよう依頼する<br>③保健所から児童生徒等のPCR<br>検査結果の連絡があった場合は、<br>学校に連絡するよう依頼する<br>④差別や偏見が起きないよう<br>児童生徒への指導について保護<br>者に依頼する | 報道機関に資料提供  | 報告先<br>【児】教育局教育支援係<br>【職】教育局教職員係<br>【職】本庁健康管理係 |

- ※2 保健所が学校に対して調査を行った項目の例は、以下の通りです。
- ア. 当該感染者の学校における行動履歴（発症日の2～3日前から）
  - イ. 当該感染者のマスクの着用と種類（布製や不織布製など）
  - ウ. 他の生徒のマスクの着用の有無
  - ウ. 学校の見取り図、職員室の配席図
  - エ. 教室内の配席図（各授業）と座席の距離や机のサイズ
  - オ. 授業の形態、時間割
  - カ. 給食時の場所と座席、次の時間にその場所に着席した児童生徒
  - キ. 他の児童生徒等（教職員）の出欠状況および過去2週間の発熱者の把握状況
  - ク. 教職員と児童生徒等の接触状況
  - ケ. 学校の感染症対策（消毒・換気等）
  - コ. **スクールバスの乗車名簿**

※3 保健所が学校に対して調査を実施しない場合もあります。

※4 教職員の場合は、臨時休業の有無にかかわらず、原則情報提供が必要です。

#### 4. 感染者が発生していない学校の臨時休業について



#### 5. 地域の感染レベル別の臨時休業の考え方について

| 感染レベル | 感染者が判明した学校の臨時休業  | 地域一斉の臨時休業  |
|-------|--|--|
| レベル3  | 学校の全部または一部の臨時休業を行う必要があるかどうかについては、保健所の調査や学校医の助言等を踏まえて判断します。 | 生活圏におけるまん延状況を踏まえ、臨時休業の要否を判断します。<br>(分散登校日を設ける場合があります。) |
| レベル2  |  |  |
| レベル1  |  | 臨時休業の必要性は、低い状況です。                                      |

レベル3 … 生活圏内の状況が、「特定（警戒）都道府県」に相当する感染状況

レベル2 … 生活圏内の状況が、①、②のいずれかの場合

- ①「感染拡大注意都道府県」に相当する感染状況である地域
- ②「感染観察都道府県」に相当する感染状況である地域のうち、感染経路が不明な感染者が過去に一定程度存在していたことなどにより当面の間注意を要する地域

レベル1 … 生活圏内の状況が「感染観察都道府県」に相当する感染状況である地域のうち、レベル2にあたらないもの

## 6. 保護者向け周知文書

**保護者の皆様へ (2021.6.4 Ver.6) 北海道教育委員会**

**～変異ウイルスによる感染拡大を防止するために～**

現在、道内においても感染しやすい変異株に置き換わった中、従来株とは異なる次のような変化がみられます。

- 家族に1人感染者が出ると、家族全員が感染する事例が増加
- クラスに1人感染者が出ると、短期間でクラスに複数人の感染者が出る
- これまで高校に多かった集団感染事例が、小・中学校でも発生

集団生活の場である学校において感染が拡大すると、同じ地域に住んでいる重症化しやすい方への感染や医療の逼迫につながりかねません。

学校における感染拡大防止のため、下表の①～⑤になった場合の学校への情報提供にご理解ご協力をお願いします。情報については、個人情報保護の観点から、取扱いに万全を期してまいります。

**こんな場合は、学校に情報提供をお願いします。**

|   | お子様・ご家族の状況                             | 学校の対応  |
|---|--|--|
| ① | お子様の感染が判明した                            | 治癒するまでの間「出席停止」の取扱いとなります。   |
| ② | お子様が濃厚接触者に特定された                        | 保健所が指定する健康観察期間（14日間）の「出席停止」の取扱いとなります。  |
| ③ | お子様がPCR検査または抗原検査を受けることとなった（濃厚接触者を除く）   | 検査結果（陰性）が判明するまでの間、「出席停止」の取扱いとなります。<br>※民間検査や保険適用外の検査を除く。   |
| ④ | 発熱等の風邪症状がある                            | 症状が消失するまでの間「出席停止」の取扱いとなります。<br>※地域の感染状況により、再登校の判断が変わる場合があります。<br>※感染がまん延している地域では、同居する家族が発熱等の風邪症状がある場合も同様の取扱いとなります。 |
| ⑤ | 同居する家族が、PCR検査または抗原検査を受けることとなり、登校に不安がある | 地域の感染状況等により出欠の取扱いについて判断しますので、学校に相談してください。  |

**保護者の皆様へのお願い**

お子様が感染したり、医師や保健所の指示によりPCR検査または抗原検査（民間検査や保険適用外の検査を除く）を受けることになった場合には、次の事項を学校に連絡してください。

・氏名 / ・陽性の判明日 / ・現在の健康状態 / ・保健所の指示内容 / ・担当となる保健所名

**不安を感じたら、相談してください**

・お子様の感染に不安を感じる  
・感染症に関連した偏見が気になる  
・手洗いや消毒による健康への影響が心配

北海道教育委員会「子ども相談支援センター」  
☎: 0120-3882-56 (24時間無料)  
Email:doken-sodan@hokkaido-c.ed.jp

上記以外にも、新型コロナウイルスに関する不安や悩みが生じた場合は、学校の相談窓口や、北海道教育委員会の「子ども相談支援センター」に相談してください。

